

■保税搬入原則(輸出)

現状	改革に向けて
・ 関税法の改正により保税搬入原則は基本的に免除されたが、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う税関関連業務の取り扱いについては、AEO(認定事業者)を除き依然として保税搬入原則が適用されている ・ 輸出貨物のリードタイム短縮に伴う経済効果よりも、むしろ不正・不法貨物の輸出防止に重点を置く施策ではないか ・ 保税搬入原則が存続している限り現行の制度改善は期待できない	・ 諸般の状況は変化し、いま、国際市場でサプライチェーンの最適化とロジスティクスの効率化が求められ、電子化が推進されるなかで在来船時代の管理方式に変化が求められている ・ 例えば、税関の輸出申告システムは独立運営とし、輸出者、通関業者、船社などとそれぞれ直接接続し、各事務作業の軽減を図る方式が検討に値するのではないか ・ 輸出貨物のリードタイム短縮を図るためには、現行の保税管理に基づく港湾集中主義(保税管理)の改善が必要ではないか

出所:筆者作成